

## 電力卸販売に係るご案内

当社は、2026 年度冬季（2026 年 12 月、2027 年 1 月、2027 年 2 月の月間商品）向けの電力卸販売（以下、「期中卸」）、2027 年度向けの電力卸販売（以下、「単年卸」）および 2027 年度から 2029 年度までを受給期間とする電力卸販売（以下、「複数年卸」）について募集を行います（中国電力株式会社の小売部門への電力卸販売を含む）。

当該募集への参加を希望される事業者は、下記の内容を確認のうえ、参加申込をお願いします。

### 記

#### 1. 募集回数

募集回数は、「期中卸」1 回、「単年卸」4 回、「複数年卸」1 回を予定しておりますが、いずれも変更する可能性があります。

※ 詳細な募集スケジュールは、参加申込をいただいた事業者に、都度お知らせします。

#### 2. 販売予定商品（標準メニュー）※1、2

（期中卸）

ベース型（全日 0 - 24 時）のみ、販売を予定しております。

（単年卸・複数年卸）

以下の商品の販売を予定しております。

|                          |
|--------------------------|
| ベース型（全日 0 - 24 時）        |
| ミドル型（平日 8 - 20 時）        |
| 通告型（受給パターンは、事業者の通告により決定） |

※1 販売商品の詳細については、参加申込を実施した事業者に別途お知らせする「電力卸販売に係る募集要項」にてご案内します（販売商品は、上記から変更となる可能性がございますので、予めご了承ください）。

募集回によっては、一部の商品のみ販売となる場合もございます（各募集回の販売商品については、別途お知らせします）。

※2 電力の受渡については、中国エリアを原則としますが、間接オークション渡し（JEPX 渡し）を希望される場合は、電力卸取引参加申込書の備考欄へその旨を記載してください。

#### 3. 募集方法

電力卸販売の募集については、当社の指定するブローカーである株式会社 enechain およびその子会社である株式会社 eSquare（以下、総称して「enechain 社」）が提供する電力卸取引入札プラットフォーム eTender を経由して実施します。

募集に関する当社からのご案内・ご連絡についても、原則として enechain 社より行います。

#### 4. 参加要件

お申込みいただく事業者は、以下の参加要件を全て満たす必要があります。

なお、参加申込後から契約締結までに、以下の参加要件をいずれか 1 つでも満たしていないと当

社が判断した場合、契約いたしません。また、これにより事業者には何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続をしていないこと。
- ・ これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（旧電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったことにより、同法第 34 条第 4 項にもとづき、国からその事業者名を公表されたことがないこと。
- ・ 暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、総称して「暴力団等」）ではないこと。
- ・ 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- ・ 事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
- ・ 暴力団等を電力卸取引に係る業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

## 5. 参加申込期間

2026 年 7 月 28 日（火）から 2026 年 8 月 6 日（木）17 時（日本標準時）までとします。

※ 期中卸、単年卸、複数年卸について、一括での参加申込となりますのでご注意ください。

参加申込期間を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません（この参加申込期間内にお申込みいただけなかった事業者については、原則として、本募集で実施するすべての募集回にご参加いただけません）。

## 6. 参加申込

参加申込期間内に、以下の書類を下記 7. 提出先および問い合わせ先までメールによりご提出ください。

参加申込受付後、原則として、翌営業日までに、enechain 社より「電力卸販売に係る募集要項」、「eTender 入札操作マニュアル」等※をメールにて送付します。enechain 社からのメールが届かない場合は、ご連絡ください。

※ 「電力卸販売に係る募集要項」等は、準備が整い次第、eTender 上にも掲載します。

eTender のご利用には eCloud アカウントが必要となります。enechain 社から eCloud アカウント作成メールが届きましたら、「eTender ご利用にあたってのお手続き（資料 4）」に沿って、2026 年 8 月 20 日（木）までに eCloud アカウントの登録（無料）をお願いします。

※ eCloud アカウントを既に作成済みの事業者は、既存の eCloud アカウントをご利用いただけます。

### （1）電力卸取引参加申込書

当社が指定する「電力卸取引参加申込書（資料 2）」に必要事項を記入し、秘密保持に関する誓約に同意のうえ、PDF 形式で提出してください。

### （2）財務諸表

日本の株式市場に上場していない事業者は、直近 3 年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）を提出してください。また、参加申込にあたり第三者の連帯保証に

ついて「可」と選択された事業者は、当該第三者の財務諸表も提出してください。

なお、当社が与信評価をするにあたり、追加で資料の提出等をお願いすることがあります。

### (3) 参加申込にあたっての留意事項

- ・ 上記(1)および(2)の書類をメールで提出する際の件名は、「(事業者名) 電力卸取引参加申込書の送付について」としてください。
- ・ 当社および enechain 社から事業者への連絡は、原則として、「電力卸取引参加申込書(資料2)」の連絡先欄に記入のメールアドレスへのメール連絡となります。
- ・ 参加申込にあたり第三者の連帯保証について「可」と選択された事業者が、連帯保証を条件に約定となる場合は、電力卸売買個別契約の締結に際して、保証を行う事業者から「連帯保証書(当社が指定する様式: 資料3)」を提出いただきます。

## 7. 提出先および問い合わせ先

株式会社 enechain 中国電力卸販売 eTender 事務局

E-mail [energia\\_wholesale@enechain.co.jp](mailto:energia_wholesale@enechain.co.jp)

enechain 社からのメールによる連絡は、原則として、上記メールアドレスから送信いたします。

## 8. 与信審査

- ・ 当社の定める与信基準(非公表)を満たしているか否かを審査し、参加申込時点で当社が定める与信基準を満たさない事業者には、2026年8月20日(木)までに enechain 社を通じてメールにて連絡いたします。

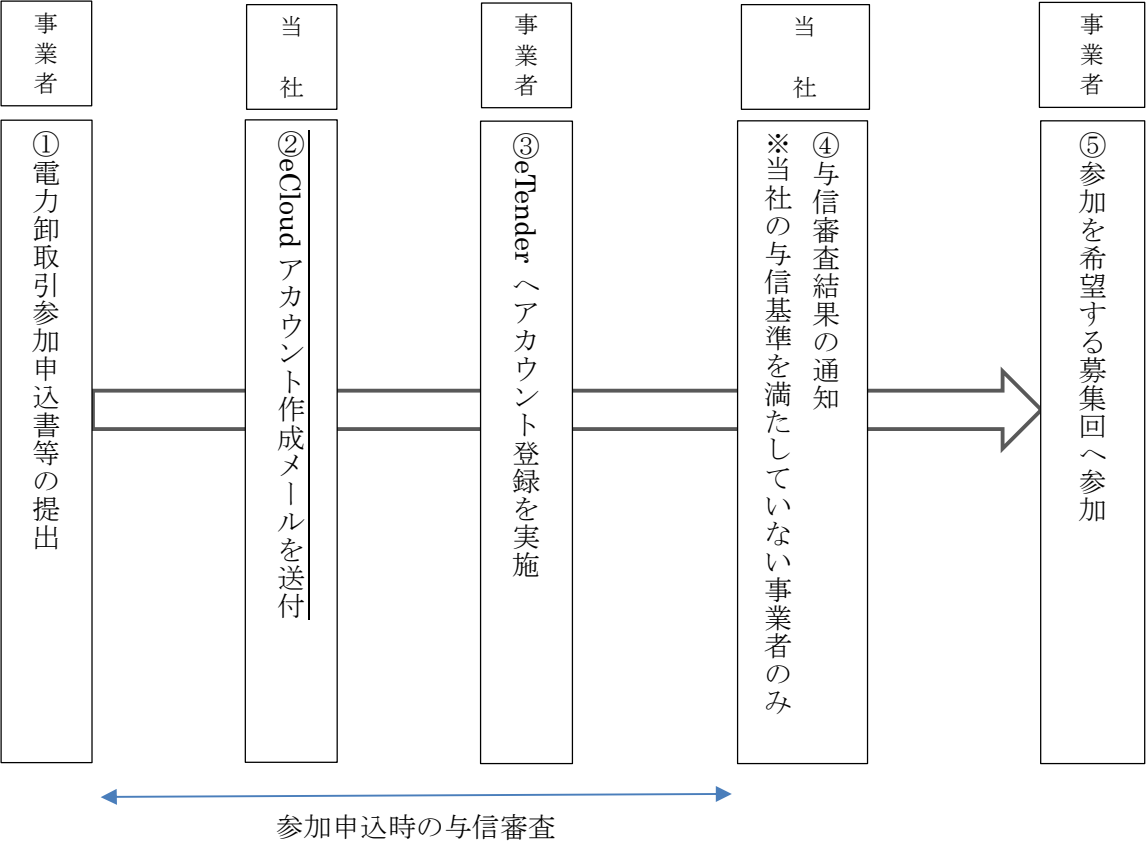
当該事業者は、本募集で実施するすべての募集回にご参加いただけません。

- ・ 各募集回における事業者からの入札・申込内容(受給電力および受給料金単価)をふまえ、当社の与信基準に照らし約定処理を実施します。
- ・ 当社の定める与信基準を満たさない事業者において、当社の定める与信基準を満たす第三者による連帯保証書の差入を行う場合は、第三者の連帯保証を条件に約定とすることがあります。
- ・ 当社の定める与信基準を満たしている場合や第三者による連帯保証書の差入を行う場合であっても、財務状況を確認したうえで、受給料金の前払いや受給電力の減量等の受給条件について協議させていただくことがあります。
- ・ 参加申込時点で当社の定める与信基準を満たした場合でも、契約締結までに当社の定める与信基準を満たさなくなった場合は、契約いたしません。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

## 9. その他留意事項

- ・ 募集条件の詳細については、参加申込を実施した事業者にご案内する「電力卸販売に係る募集要項」にてご確認ください。
- ・ 期中卸(第1回)と単年卸(第1回)は、2026年8月21日(金)から8月25日(火)までの期間、入札を実施いたしますので、予めご承知おきください。
- ・ 本募集により事業者から取得した情報等について、監督官庁等から開示を求められた場合や法令の定めにもとづき裁判所等から開示を求められた場合、当社は、当該情報等を開示することがあります。

【参考】 参加申込手続きの流れ



以 上